

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度
英国の輸入における税務
(関税・VAT)

2021年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

【免責条項】

本報告書は 2021 年 2 月 12 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

〈目次〉

1. EU 離脱前の制度概要	1
2. 移行期間終了後の新たな関税制度「UK グローバルタリフ」の概要	2
(1) UK グローバルタリフの適用対象国	2
(2) 従来からの変更点	5
3. 日英包括的経済連携協定（日英 EPA）	6
4. 関税手続き	7
(1) 関税繰り延べ口座（DDA）	7
(2) 輸入 VAT	10
① VAT 登録	10
② 輸入 VAT の VAT 還付時の処理による VAT 繰り延べ会計	11
③ 少額貨物の輸入 VAT	12
(3) 物品税	13
5. 参考情報	14

〈図表目次〉

表 1： 英国が継続協定に署名済みもしくは交渉中の国（EU および日本以外）	3
表 2： 英国の新関税制度（UK グローバルタリフ）における変更点	6
表 3： 日英 EPA の関税に関する大筋合意（2020 年 9 月 11 日）の内容	7

1. EU 離脱前の制度概要

EU 域内においては、物品の移動は自由で、加盟国間の取引に税関手続きは不要であり、関税も無税である。英国は EU 離脱後、2020 年 12 月 31 日までの移行期間中は EU の関税制度に準拠していたが、2020 年 12 月 24 日に EU と合意した通商・協力協定¹により、EU 英国間では移行期間終了後も全品目について関税や割当は適用されないことになった。同協定では、こうした特惠待遇を相互に供与する条件として、輸入する物品が特惠関税の対象であることを判断する特惠原産地規則を定めている²。同協定は EU 理事会での暫定適用承認と英国側での批准を経て、2021 年 1 月 1 日から暫定適用が開始されており、欧州議会の承認などを経て正式発効となる。

EU では、関税基本法である「欧州連合関税法典 (UCC : Union Customs Code / 欧州議会・理事会規則 952/2013)」³で、EU 域外国から輸入される物品の通関手続きや、関税法の範囲及び定義などをまとめている。

EU 域外国からの物品輸入に対し課す対外共通関税 (CCT : Common Customs Tariff) は、「合同関税品目分類表 (CN : Combined Nomenclature)」において EU 独自の品目コード (CN コード) によって分類し⁴、理事会規則 2658/87⁵で EU 統合関税率 (Integrated Tariff / TARIC)⁶を定めている。従来の英国の関税体系や関税率、品目分類はこれらの EU 法と制度に準拠したものであるが、付加価値税 (VAT) と物品税については「1979 年関税・物品税管理法 (Customs and Excise Management Act 1979)」⁷に規定されている。

¹ Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (2021 年 2 月 2 日更新)
<https://www.gov.uk/government/publications/agreements-reached-between-the-united-kingdom-of-great-britain-and-northern-ireland-and-the-european-union>

² 詳細は個別のレポート「英 EU 通商・協力協定などの原産地規則」を参照されたい。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/uk/referendum/report_9_202102.pdf

³ Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council of 9 October 2013 laying down the Union Customs Code
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0952>

⁴ The Combined Nomenclature
https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/combined-nomenclature_en

⁵ Council Regulation (EEC) No 2658/87 of 23 July 1987 on the tariff and statistical nomenclature and on the Common Customs Tariff
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:31987R2658>

⁶ TARIC データベース https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/taric_en

⁷ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1979/2/contents>

2. 移行期間終了後の新たな関税制度「UK グローバルタリフ」の概要

英国政府は2020年5月、EUの対外共通関税制度に替わり2021年1月1日から適用される新たな関税制度「UK グローバルタリフ (UKGT: UK Global Tariff)」⁸を発表した。英国は国内法「2018年租税(クロスボーダー貿易)法」⁹に基づき、UKGTを設置する「2020年関税(制定)(EU離脱)規則」¹⁰など多数の二次立法でEUのUCCを置き換えている。

(1) UK グローバルタリフの適用対象国

英国は、EU離脱の移行期間が終了するのに伴い、2021年1月1日から新たな関税制度「UK グローバルタリフ」の適用を開始した。これはWTOルールに基づいて最恵国(MFN)待遇税率を適用したもので、①英国と貿易協定を結んでいる国からの輸入、②一般特惠関税制度(GSP)の対象となっている開発途上国からの輸入¹¹、③英国が導入する自主的関税停止ないし一時的な免除措置の対象となっている製品の輸入を除き、英国に輸入されるすべての物品に適用される¹²。

EUから英国への輸入に対しては、通商・協力協定を適用すれば移行期間終了後も従来どおり全品目について関税や割当は適用されない。

また、EUが貿易協定を結んでいる国・経済圏¹³については、英国は、EUと当該国との間で発効している自由貿易協定(FTA)を移行期間終了後も継続する「継続協定」の交渉を2018年から順次開始し、2021年1月1日から60カ国との協定が発効もしくは暫定適用され、協定に署名済みだが、未発効もしくは一部のみ適用の国が2021年2月12日時点で4カ国ある(表1参照)。署名済みの国のうち、カナダとメキシコについては英国への輸入に特惠関税が、ヨルダンについてはGSPが2021年1月1日から適用されている。アルバニアは2月5日に協定に署名したものの、現在はWTOルールが適用されている。交渉がまとまっていない

⁸ “Public Consultation: MFN Tariff Policy - The UK Global Tariff, Government Response & Policy” (19 May 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/885943/Public_consultation_on_the_UK_Global_Tariff_government_response.pdf
<https://www.gov.uk/government/consultations/the-uk-global-tariff> (2020年2月6日発表、2020年5月19日更新)

UK グローバルタリフの策定にあたっては、2020年2月に基本方針を発表し意見公募が行われた。2018年7月にはWTO事務局に新税率を提出していたが、UK グローバルタリフは実行税率となる。

⁹ Taxation (Cross-border Trade) Act 2018
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/22/contents>

¹⁰ The Customs Tariff (Establishment) (EU Exit) Regulations 2020
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1430/made>

¹¹ 英国は2020年11月10日、移行期間終了後に導入する英国独自のGSP制度を公表。対象国や原産地規則など制度の大半はEUの現行GSPを継続している。
<https://www.gov.uk/government/publications/trading-with-developing-nations>

¹² <https://www.gov.uk/guidance/tariffs-on-goods-imported-into-the-uk> (2021年1月4日更新)

¹³ EUは世界77カ国と二カ国間もしくは多国間の貿易協定を結んでいるほか、締結済みで採択もしくは批准を待つものが24カ国、交渉中の協定が5カ国(オーストラリア、中国、インドネシア、ニュージーランド、フィリピン)ある。(2021年1月21日時点)
https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/negotiations-and-agreements/index_en.htm

い国（8カ国）から英国への輸入には、UKGT もしくは GSP が適用されている。

トルコについては、EU・トルコ間の関税同盟により関税が無税だった品目を継続する FTA を 2020 年 12 月 29 日に締結し、2021 年 1 月 1 日に発効（暫定適用）となった¹⁴。

表 1： 英国が継続協定に署名済みもしくは交渉中の国（EU および日本以外）

2021 年 1 月 1 日発効（批准済み）		
・ アンデス諸国（エクアドル、ペルー）	・ チリ	・ リヒテンシュタイン
・ 中米諸国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ニカラグア）	・ コートジボワール	・ パレスチナ暫定自治政府
・ 東部および南部アフリカ（ESA）貿易圏（モーリシャス、セイシェル、ジンバブエ）	・ エジプト	・ シンガポール
・ 南部アフリカ関税同盟およびモザンビーク（SACUM）貿易圏（ボツワナ、エスワティニ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、モザンビーク）	・ フェロー諸島	・ 韓国
	・ ジョージア	・ スイス
	・ イスラエル	・ チュニジア
	・ コソボ	・ ウクライナ
	・ レバノン	
2021 年 1 月 1 日より暫定適用（未批准）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ カリブ海諸国（CARIFORUM）貿易圏（アンティグア＝バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、ドミニカ共和国、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、セントルシア、セントビンセント＝グレナディーン、バハマ、セントキッツ＝ネイビス）^{※2} ・ 太平洋諸国：フィジー、パプアニューギニア ・ アイスランドおよびノルウェー ・ モロッコ ・ 北マケドニア 	経過措置による適用^{※1}	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンデス諸国（コロンビア） ・ カリブ海諸国（CARIFORUM）貿易圏（トリニダード・トバゴ）^{※2} ・ 太平洋諸国（サモア、ソロモン諸島）^{※3} ・ カメルーン ・ ケニア^{※4} 	
署名済み（未発効・一部適用）^{※5}	交渉中	交渉中（MRA を締結済み）
<ul style="list-style-type: none"> ・ カナダ^{※6} ・ ヨルダン^{※7} ・ メキシコ^{※8} ・ アルバニア^{※9} 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルジェリア^{※10} ・ ボスニア・ヘルツェゴビナ^{※11} ・ ガーナ^{※12} ・ モンテネグロ^{※9} ・ セルビア^{※11} 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア ・ ニューージーランド ・ 米国

※1 英国または相手国が協定を完全に批准または暫定適用することができない場合に、覚書または外交文書の交換などの経過措置（Bridging mechanism）により協定の適用が開始された国。経過措置には拘束力がない。

※2 CARIFORUM 加盟国のうちスリナムは英国との経済連携協定（EPA）にまだ署名していない。署名と批准手続きが完了次第、EPA が暫定適用される。

※3 サモアとソロモン諸島はまだ太平洋諸国・英国暫定経済連携協定に加盟していないが（加盟の決定を保留中）、覚書を通じて同協定に基づく特恵関税が 2021 年 1 月 1 日から適用されている。

※4 この協定には、東アフリカ共同体の他のメンバーも加盟することができる。

※5 貿易協定に署名済みで、部分的に適用されているか、完全には発効していない国。2021 年の早い時期に発効する見通し。

※6 特恵関税が適用されている。

※7 英国への輸入には GSP が、英国からの輸出には WTO ルールが適用されている。

※8 英国は 2021 年 1 月 1 日からメキシコから英国に輸入される物品に特恵関税率を適用することを約束した。メキシコはその見返りとして関税払い戻し制度を導入し、貿易継続協定が発効し次第、1 月 1 日から協定発効までの間に発生した関税を払い戻すことを約束した。

※9 英国への輸入、英国からの輸出の両方に WTO ルールが適用されている。

※10 英国への輸入には GSP が適用されている。アルジェリアは WTO に加盟しておらず、英国からの輸出には同国の国内法が適用される。

※11 英国への輸入には WTO ルールが適用されている。ボスニア・ヘルツェゴビナおよびセルビアは WTO に加盟しておらず、英国からの輸出にはこれらの国の国内法が適用される。

※12 英国の輸入には GSP が、英国からの輸出には WTO ルールが適用されている。

出所：<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>（2021 年 2 月 12 日更新）

¹⁴ <https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-uk-turkey-trade-agreement>

日本については、2020年10月23日に署名した「日英包括的経済連携協定（日英 EPA）」が2021年1月1日に発効し、特惠税率が適用されている（後述参照）。EUは、英国が日本と並んで優先度が高いとする米国、オーストラリア、ニュージーランドとはFTAを締結していないため、WTOルールに基づき関税が発生しているが、英国はこれらの国とも2020年5月以降、FTAの締結に向けて交渉を行っている¹⁵。移行期間終了後、これらの国からの輸入についてもUKGTが適用されるが、医薬品や電気・通信機器の検査・証明等などの適合性評価の相互承認協定(MRA)については、EUと各国との協定を継続する内容の協定を各国と2019年に署名済みで、2021年1月1日から発効した¹⁶。

英国はまた、2018年12月に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP、通称 TPP11）」¹⁷への加入にも意欲的で¹⁸、2021年2月1日、正式加盟を申請した¹⁹。日本やオーストラリア、ニュージーランドとのFTA締結は、英国にとってCPTPP加入への足がかりとなる²⁰。

北アイルランドについては、移行期間後の北アイルランド²¹と英国のその他の地域（グレートブリテン）の間の物品の移動について定めた離脱協定の「アイルランド／北アイルランド議定書」に関し、2020年12月にEUと取り決めに合意した²²。北アイルランドからグレートブリテンへの物品の移動については関税および輸入 VAT はかからないが、グレートブリテンから北アイルランドへは、EU域内に移送される「リスクがない（not at risk）」場合²³

¹⁵ <https://www.gov.uk/government/collections/the-uks-trade-agreements>

¹⁶ <https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>

¹⁷ 環太平洋パートナーシップ協定（TPP12）からの離脱を表明した米国以外の国の11カ国間で同協定の内容を実現するための協定。締約国：メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム。署名国（未締約国）：ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー。
<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/>

¹⁸ An update on the UK's position on accession to the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP) (17 June 2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-approach-to-joining-the-cptpp-trade-agreement/an-update-on-the-uks-position-on-accession-to-the-comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-cptpp>

¹⁹ UK applies to join huge Pacific free trade area CPTPP (30 January 2021)

<https://www.gov.uk/government/news/uk-applies-to-join-huge-pacific-free-trade-area-cptpp>

²⁰ UK takes major step towards membership of Trans-Pacific free trade area (9 September 2020)

<https://www.gov.uk/government/news/uk-takes-major-step-towards-membership-of-trans-pacific-free-trade-area>

²¹ 北アイルランドの詳細については、個別のレポート「北アイルランドにおける/を介在するEU・英国間の通関手続き、税務（関税・VAT）、基準認証」を参照されたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

²² The Northern Ireland Protocol - Command Paper (December 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/950601/Northern_Ireland_Protocol_-_Command_Paper.pdf

²³ 次のいずれかの場合を「リスクがない」としている：○適用されるEUの関税が無税の場合。○物品が北アイルランドの最終消費者に対する販売または最終消費者の利用向けであるか、英国の他地域との取引向けの場合。この場合は、輸入者がHMRCの承認を得る必要がある。

には関税は発生しないものの、移送されるリスクがあれば、EUの関税が適用される²⁴こととなった。なお、英国が第三国と結んだ自由貿易協定は北アイルランドにも適用される。

(2) 従来からの変更点

UK グローバルタリフの実行関税率は政府ウェブサイト (The Online Trade Tariff) ²⁵で閲覧できる。このサイトでは、関税割当と、特惠税率や関税停止措置、特定品目に対する貿易救済措置 (アンチダンピング、補助金相殺関税、セーフガード) などの追加的措置も検索・確認できる。また政府は、現行の関税 MFN 税率と品目コード構成を網羅した一覧表 (公式ガイドダンス) ²⁶も別途、随時更新版を公表している。

UKGT の関税分類品目 (タリフライン) は計 1 万 1,830 品目で、全体の 34% (約 4,000 品目) は EU 対外共通関税と税率が変わらず、関税が無税となる品目は 27%から 47%に増えた。有税品目でも 3,500 品目以上で税率が引き下げられた。関税率は工業製品の平均で 3.7%から 2.5%、農産品では 18.3%から 16.1% (加工品は 15.9%から 10.6%) に引き下がった。UK グローバルタリフでの主な変更点は下記表のとおりである^{27,28}。

<https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>

²⁴ 第三国から北アイルランドへの輸入にかかる関税

<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/xi/sections>

²⁵ <https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections> および <https://www.gov.uk/trade-tariff>

²⁶ Reference Document for The Customs Tariff (Establishment) (EU Exit) Regulations 2020
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-document-for-the-customs-tariff-establishment-eu-exit-regulations-2020> (2021年1月19日更新)

²⁷ “Public Consultation: MFN Tariff Policy - The UK Global Tariff, Government Response & Policy” (19 May 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/885943/Public_consultation_on_the_UK_Global_Tariff_government_response.pdf

²⁸ The UK Global Tariff (エクセルデータベース) (2020年12月22日更新)

<https://www.check-future-uk-trade-tariffs.service.gov.uk/api/global-uk-tariff.xlsx>
貿易救済措置と輸入停止、自主的関税停止が適用されているか否かの記載はあるものの、具体的な措置の内容については掲載されていない。

表 2： 英国の新関税制度（UK グローバルタリフ）における変更点

変更のタイプ	主な変更の内容と対象品目の例																
自由化： 右の品目で関税撤廃 [全体の 17%] 約 2,000 品目	<ul style="list-style-type: none"> 従来に関税率が 2%未満の品目（例：1.6%→0%） 国内生産が極めて少ないもしくはない品目（自転車部品など） 英国製造業の生産投入（原材料、半製品）のコストを引き下げることができる品目（機械部品など） 英国のグリーン成長産業と純排出ゼロ目標の達成を支援する製品（タービン部品など） 																
簡素化： 企業が理解しやすく簡単に [全体の 40%] 約 4,800 品目	<ul style="list-style-type: none"> 関税率の小数点以下端数を切り捨て（6.4%→6%など） 一定幅内の現行関税率ごとに切り捨てルールを設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行関税率</th> <th>切り捨てルール</th> <th>切り捨て後の新関税率（%）</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2%以上 20%未満</td> <td>2%刻み</td> <td>2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18</td> <td>17.4%→16%</td> </tr> <tr> <td>20%以上 50%以下</td> <td>5%刻み</td> <td>20, 25, 30, 35, 40, 45</td> <td>33.6%→30%</td> </tr> <tr> <td>50%超</td> <td>10%刻み</td> <td>50, 60, 70,</td> <td>68%→60%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 農産品（野菜・果物など関税が複雑な一部品目）の簡素化：季節関税の撤廃（通年で一定）・簡素化（関税率の異なる季節数の削減）、課税価格によって従価税に従量税を加える EU 特有「参入価格システム」*を撤廃（単純なパーセンテージもしくは季節関税に移行）など 	現行関税率	切り捨てルール	切り捨て後の新関税率（%）	例	2%以上 20%未満	2%刻み	2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18	17.4%→16%	20%以上 50%以下	5%刻み	20, 25, 30, 35, 40, 45	33.6%→30%	50%超	10%刻み	50, 60, 70,	68%→60%
現行関税率	切り捨てルール	切り捨て後の新関税率（%）	例														
2%以上 20%未満	2%刻み	2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18	17.4%→16%														
20%以上 50%以下	5%刻み	20, 25, 30, 35, 40, 45	33.6%→30%														
50%超	10%刻み	50, 60, 70,	68%→60%														
通貨換算 [全体の 9%] 約 1,100 品目	<ul style="list-style-type: none"> 為替レート 1 ユーロ=0.83687 ポンドで換算したうえで切り捨てルールを設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行関税率</th> <th>切り捨てルール</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 ポンド未満</td> <td>ペンス部分を 10 ペンス刻みで切り捨て</td> <td>9.40 EUR/100kg→7.80 GBP/100kg</td> </tr> <tr> <td>10 ポンド以上</td> <td>ペンス部分を切り捨て</td> <td>41.20 EUR/100kg→34 GBP/100kg</td> </tr> </tbody> </table>	現行関税率	切り捨てルール	例	10 ポンド未満	ペンス部分を 10 ペンス刻みで切り捨て	9.40 EUR/100kg→7.80 GBP/100kg	10 ポンド以上	ペンス部分を切り捨て	41.20 EUR/100kg→34 GBP/100kg							
現行関税率	切り捨てルール	例															
10 ポンド未満	ペンス部分を 10 ペンス刻みで切り捨て	9.40 EUR/100kg→7.80 GBP/100kg															
10 ポンド以上	ペンス部分を切り捨て	41.20 EUR/100kg→34 GBP/100kg															
引き下げ [全体の 0.3%]36 品目	<ul style="list-style-type: none"> 一部品目（米類、一部の貨物自動車）について簡素化の措置よりさらに引き下げ 																

*EU に輸入される製品の輸入価格が一定価格より低い場合、追加的に課税するもの。

出所：“Public Consultation: MFN Tariff Policy - The UK Global Tariff, Government Response & Policy” より作成

3. 日英包括的経済連携協定（日英 EPA）

2019 年 2 月に発効した「日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）」に代わり、英国の EU 離脱後の日本との新たな貿易・投資の枠組みを規定する「日英包括的経済連携協定（日英 EPA）」は、2020 年 10 月 23 日に署名に至り、2021 年 1 月 1 日に発効した²⁹。これにより、日 EU・EPA の下で実現した日本から英国市場へのアクセスが維持・改善される³⁰。

主な日本製品の英国市場へのアクセスにかかる関税に関する大筋合意の内容は表 3 のとおりで、自動車部品など工業製品と農林水産品の輸出関心品目についてほとんどが発効と同時に即時撤廃されることとなった。自動車部品・鉄道車両など一部品目では英国市場へのアクセスが改善される。なお、英国側の日本市場へのアクセスについても、基本的に日 EU・EPA の内容を維持した。英国政府ウェブサイト³¹で日本から英国への関税率を確認できる。

²⁹ <https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-uk-japan-comprehensive-economic-partnership-agreement> (2021 年 1 月 8 日更新)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344.html (2021 年 1 月 4 日)

³⁰ 外務省「日英包括的経済連携協定 大筋合意内容」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf>

英国政府プレスリリース UK and Japan agree historic free trade agreement (2020 年 9 月 11 日)

<https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-agree-historic-free-trade-agreement>

³¹ <https://www.get-rules-tariffs-trade-with-uk.service.gov.uk/search/grouped/country/jp/>

表 3： 日英 EPA の関税に関する大筋合意（2020 年 9 月 11 日）の内容

鉱工業品	<ul style="list-style-type: none"> • 工業製品は品目数及び輸出額で 100%関税撤廃 • 協定発効時から日 EU・EPA と同じ関税率と撤廃期間を適用する「キャッチアップ」を採用 (例) 乗用車：日 EU・EPA と同様に 2026 年 2 月に撤廃 • 日 EU・EPA で獲得した即時撤廃を維持 (例) 自動車部品：ギヤボックス、リチウムイオン電池、ガソリンエンジン等、日 EU・EPA と同様に 92%の品目について即時撤廃 • 中でも貿易額の大きな主要輸出品や英国日系自動車メーカーの競争力強化に資する自動車部品について、日 EU・EPA に先駆けて即時撤廃（品目数で 97%を即時撤廃） (例) 鉄道用車両・同部分品（日 EU・EPA では 13 年目撤廃）、ターボジェット・同部品（同 4 年目撤廃）、電気制御盤（同 6 年目撤廃）
農林水産品	牛肉、茶、水産物など主要な輸出国品目について： <ul style="list-style-type: none"> • 関税撤廃（日 EU・EPA の内容を維持） • 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日 EU・EPA と同じ税率を適用 • ほとんどの品目で即時撤廃
酒類、たばこ、塩	<ul style="list-style-type: none"> • 全て関税を即時撤廃（日 EU・EPA と同内容を維持）

出所：経済産業省「日英 EPA の大筋合意結果について（鉱工業品関税）」

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/kokogyouhin-kanzei-ari.pdf

農林水産省「日 EU・EPA における EU 側の農林水産物に関する合意内容」

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/attach/pdf/jpuk_epa-2.pdf

財務省「日英 EPA：酒類、たばこ、塩の合意概要」

https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20200911.htm

4. 関税手続き

(1) 関税繰り延べ口座 (DDA) ^{32,33}

英国への輸入者は 2021 年 1 月 1 日から、英国の新関税制度「UK グローバルタリフ」の下で物品に適用される輸入関税を支払う必要がある。そのためには、輸入する物品の原産地と分類、課税価格を判断しておく必要がある。

「関税繰り延べ口座 (DDA : Duty Deferment Account)」は、英国外からの輸入にかかる輸入関税、物品税、輸入 VAT の納付を貨物ごとではなく、毎月、指定口座からの自動引き落とし (ダイレクトデビット) で行えるものである³⁴。DDA による関税および輸入 VAT の支払期日は月末締め翌月 15 日払い (15 日が休日の場合翌営業日) で、物品税については、毎月 15 日から翌月 14 日を会計期間として、翌月 29 日 (29 日が休日の場合は前営業日) が支払い日となる (うるう年の 2 月の支払い日は 28 日)。これにより 2 週間から 6 週間 (平均で 30 日) の猶予ができる。なお、輸入 VAT については後述するように、VAT 還付時に併せて会計処理するという選択肢もある³⁵。

³² “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949579/December_BordersOPModel_2_.pdf (2020 年 12 月 31 日更新版)
<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model>

³³ <https://www.gov.uk/guidance/how-to-use-your-duty-deferment-account> (2020 年 12 月 29 日更新)

³⁴ 総額が 2,000 万ポンドを超える場合は Duty Deferment Office にコンタクトし、クリアリングハウス自動支払いシステム (CHAPS) で支払う。<https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs/contact/duty-deferment-scheme-general-enquiries>

³⁵ Apply for an account to defer duty payments when you import or release goods into Great

DDA の開設には繰り延べ口座番号 (DAN : Deferment Account Number) の取得申請と歳入関税庁 (HMRC) の承認を要する。通関業者など英国に拠点を置く第三者の保有する繰り延べ口座を利用する方法もある³⁶ (通常は有償)。DDA の開設をするには金融機関の保証が設定されている必要があるが、グレートブリテンについては後述するように保証免除が導入された。保証には下記の 2 種類がある。HMRC が保証人として認める銀行・金融機関のリストは HMRC から入手できる。

- 税関包括保証 (CCG : Customs Comprehensive Guarantee) : DDA を使用している場合、越境時に税関申告や関税納付が不要な EU トランジットもしくは共通トランジット制度 (Union and Common Transit)³⁷ を年間 4 回以上利用している場合、特別な税関手続き (再輸出加工、一時輸入、用途指定を伴う関税一時停止措置) の承認を受けている場合、一時保管もしくは保税倉庫を運用している場合には CCG を必要とする。潜在的債務の 50%、30%、0% (保証免除) への引き下げも申請することができる³⁸。
- 個別保証 : EU トランジットもしくは共通トランジット制度を年間 4 回以上利用していない場合、再輸出加工や一時受入れなどの特別手続きの申告による承認を年 4 回以上利用していない場合、税関包括保証ではカバーしきれない額を納付する必要がある場合などに利用が推奨される。関税の 100% をカバーする保証を必要とする³⁹。

グレートブリテンでは 2021 年 1 月 1 日から保証免除 (guarantee waiver) のルールが導入され、ほとんどの事業者で DDA の取得に金融保証が不要となった^{40,41}。税関包括保証なしで DDA を利用できるよう税関包括保証の条件を緩和するもので、EU トランジットもしくは共通トランジット制度の年間利用回数が 4 回以上である場合には CCG が必要であるものの、

Britain

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-account-to-defer-duty-payments-when-you-import-or-release-goods-into-great-britain> (2020 年 12 月 7 日更新)

³⁶ Check which type of account to apply for to defer duty payments when you import goods
<https://www.gov.uk/guidance/check-which-type-of-account-to-apply-for-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods> (2020 年 11 月 27 日公表)

³⁷ 共通トランジット制度には、EU 加盟国および共通トランジット条約 (CTC : Common Transit Convention) の締約国 (アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、トルコ、北マケドニア、セルビア) が参加する。英国は EU 離脱後も越境貿易の簡素化を確保するため共通トランジット条約にとどまることを 2018 年 12 月に決めている。
https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-procedures/what-is-customs-transit/common-union-transit_en

³⁸ <https://www.gov.uk/guidance/import-and-export-customs-comprehensive-guarantees-ccgs> (2020 年 12 月 2 日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-customs-comprehensive-guarantee-to-cover-customs-debts> (2020 年 10 月 21 日更新)

³⁹ <https://www.gov.uk/guidance/get-an-individual-guarantee-to-cover-customs-debts> (2020 年 12 月 2 日更新)

⁴⁰ <https://www.gov.uk/guidance/check-which-type-of-account-to-apply-for-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods>

⁴¹ <https://www.gov.uk/guidance/import-and-export-customs-comprehensive-guarantees-ccgs> (2020 年 12 月 2 日更新)

その他の条件は廃止された。すでに DDA を持っている事業者が 2021 年 1 月 1 日以降に DDA の使用を継続する場合は、保証免除を申請することができる。新たに DDA の申請を行う場合は保証免除の申請手続きを同時に行うことができる⁴²。引き続き金融保証で DDA を使用することもでき、保証免除の申請が却下された場合でも個別保証もしくは税関包括保証を提供すれば DDA を取得することは可能である⁴³。

北アイルランドについては、2021 年 1 月 1 日以降も関税繰り延べ (DDA 開設) には税関包括保証を必要とする⁴⁴。2021 年 1 月 1 日以降は、グレートブリテンと北アイルランドでそれぞれに DDA の口座が必要となった⁴⁵。

なお、英国に拠点を持たない事業者もグレートブリテンで使用する DDA を申請できるが、保証免除を申請する資格はない。このため、英国に拠点を持つ金融機関 (健全性監督機構 (PRA) もしくは金融行為規制機構 (FCA) の規制下にある金融機関) による金融保証を提供しなければならず、また、DDA で支払いを行う際には英国でダイレクトデビットを設定する必要がある。

輸入 VAT のみの繰り延べ口座は、簡易輸入 VAT 会計 (Simplified Import VAT Accounting) を利用して必要な保証額を引き下げることができる。3 年以上、VAT 登録をしており、かつ VAT のコンプライアンスの記録が良好である必要がある (HMRC への納付延滞や歳入関税庁から重大な犯罪で起訴された経緯がない、過去 12 カ月間に 2 回以上繰り延べ口座の支払いを滞納していないなど)⁴⁶。また、物品税のみの繰り延べ口座の申請では、物品税納付保障システム (EPSS : Excise Payment Security System) の使用を申請し、認められれば、繰り延べを行う場合でも保証 (100%) が免除される。申請には 3 年以上、VAT 登録をしていること (VAT 登録の義務がない場合、物品税納付のシステムに 3 年以上登録もしくは承認されていること) という条件がある。

⁴² <https://www.gov.uk/guidance/how-to-set-up-an-account-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods> (2020 年 12 月 7 日更新)

⁴³ <https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-get-a-guarantee-waiver-for-a-duty-deferment-account-in-great-britain>

⁴⁴ <https://www.gov.uk/guidance/get-an-individual-guarantee-to-cover-customs-debts> (2020 年 12 月 2 日更新)

⁴⁵ すでに英国で DDA を保有していた事業者が 2021 年 1 月 1 日以降にグレートブリテンと北アイルランドの両方で DDA を使用する場合は、既存の DDA をグレートブリテン、北アイルランドのいずれかで使用することにし、新たにもう一つ DDA の開設を申請する必要がある。

<https://www.gov.uk/guidance/check-which-type-of-account-to-apply-for-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods>

⁴⁶ <https://www.gov.uk/guidance/vat-and-import-duty-reducing-financial-guarantees> (2020 年 12 月 31 日更新)

(2) 輸入 VAT⁴⁷

2021年1月1日から、EUから英国への物品輸入にはEU以外の国から輸入する場合と同じ率・体系で輸入VATが課税される。

① VAT登録

以下の場合にVAT登録の義務が生じる⁴⁸。下記の条件を満たしていない場合は、登録は任意となるが、登録した場合、VATを支払わなくてはならない。

- VAT課税対象となる売上高が今後の30日間で8万5,000ポンドを超えることが予想される場合、当該30日のうちに登録しなければならない。
- 過去12カ月間のVAT課税対象となる売上高が8万5,000ポンドを超えた場合、超えた月の月末から30日以内に登録しなければならない。

英国に拠点を持たない企業⁴⁹の場合は、英国に製品・サービスを供給し始めた時点で（もしくは今後30日間で供給を開始する予定の場合）、売上高に関係なく可能な限り早急に登録することが求められている。VAT登録の遅延に対しては、遅延期間に応じた罰金が課されるため注意を要する⁵⁰。

英国に拠点を置き、VAT登録を行っている事業者は、後述する輸入VAT繰り延べ会計を使用できる。VAT登録を行っていない場合や、登録を行っていても輸入VAT繰り延べ会計を使用しない場合は、通関手続きでVATの報告と納付を行うことになる。

なおHMRCへのVAT登録^{51,52}はオンラインで行うのが一般的であるが、オンラインで登録を行えない場合などでは所定の申請フォームをダウンロードしてHMRCに郵送することもできる⁵³。HMRCのオンラインサービスを利用するには、まず英国政府ウェブサイト(Government

⁴⁷ ” The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949579/December_BordersOPModel_2_.pdf (2020年12月更新版)

⁴⁸ <https://www.gov.uk/vat-registration/when-to-register>

⁴⁹ 英国の通常居住者でない者、英国に拠点を持たない者、英国に法人を設立していない企業が英国でVAT課税対象となる供給を行う場合、「NETP (non-established taxable person)」としてVAT登録が必要である。

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#non-established-taxable-persons-netps-basic-information> (セクション8.1、8.3) (2020年12月31日更新)

⁵⁰ 罰金は、遅延期間が9カ月未満（純税額の5%）、9～18カ月（同10%）、18カ月超（同15%）となっている。

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#netps--complying-with-your-vat-obligations> (11.1) (2020年12月31日更新)

⁵¹ <https://www.gov.uk/guidance/register-for-vat> (2020年12月30日更新)

<https://www.gov.uk/vat-registration/how-to-register>

⁵² Who should register for VAT (VAT Notice 700/1) セクション10

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#netps--tax-representatives-and-agents> (2020年12月31日更新)

⁵³ 標準的な登録申請フォームは「VAT1」で下記URLからダウンロードできる。

Gateway) に登録し、ユーザーID とパスワードを取得する⁵⁴。Government Gateway にログインして HMRC の VAT 登録ウェブページ⁵⁵で質問に回答していくとオンライン登録が可能かどうか確認でき、できない場合は次の手順が示される。本社を英国外に置く企業の場合は、HMRC の別の VAT 登録ページに誘導され、そこで登録理由、登録者（個人）情報、企業情報、今後 12 カ月間の課税売上高予想、銀行口座情報、VAT 還付手続きを行う希望月（四半期ごと）など必要な情報を入力し、登録を行うようになっている。通常、申請から VAT 番号の発行まで、オンライン申請では約 20 日、郵送では最大 30 日かかる⁵⁶。

VAT 還付手続きは、HMRC への所定の手続きを経て会計士または顧問税理士がオンラインで代行することができる⁵⁷。英国に拠点を持たない企業は、税務代理人（Tax/VAT Representative）を任意で指名できる。ただし、企業が VAT に関する義務を遵守しない場合、HMRC が英国に拠点を持つ税務代理人の指名を命じることがある。税務代理人は VAT や罰金の連帯納付義務を負う⁵⁸。

② 輸入 VAT の VAT 還付時の処理による VAT 繰り延べ会計⁵⁹

2021 年 1 月 1 日から、英国で VAT 登録を行っている事業者は VAT 繰り延べ会計 (postponed VAT accounting) によって、英国外からグレートブリテンおよび英国外・EU 域外から北アイルランドに輸入した物品に係る輸入 VAT を VAT 還付の手続きの際に会計処理することができるようになった。これにより、これまでは輸入時に支払った後に回収していた輸入 VAT の申告と回収を VAT 還付 (VAT Return) で一括処理できる。この方式を利用するには、輸入した物品が事業に使用されるものであることが前提で、税関申告の際に GB EORI 番号と、場合によっては VAT 登録番号も必要となるが、HMRC の許可は不要である。英国に拠点を持たない企業 (NETP) ⁶⁰の場合は、指定の通関業者が VAT 繰り延べ会計を行うことができる。

<https://www.gov.uk/guidance/register-for-vat> (2020 年 12 月 30 日更新)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/946248/VAT1form-12-20.pdf

⁵⁴ Government Gateway への登録は身元確認を兼ねている。未登録の場合は下記のリンクから「Sign in」をクリック、し「Create sign in details」からユーザーID とパスワードを取得する。

<https://www.gov.uk/log-in-register-hmrc-online-services>

⁵⁵ <https://www.tax.service.gov.uk/check-if-you-can-register-for-vat/introduction>

⁵⁶ <https://www.gov.uk/guidance/register-for-vat> (2020 年 12 月 30 日更新)

⁵⁷ <https://www.gov.uk/guidance/client-authorisation-an-overview> (2020 年 7 月 8 日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/vat-online-services-for-agents#vat-for-agents> (2019 年 8 月 19 日更新)

⁵⁸ Who should register for VAT (VAT Notice 700/1) セクション 11.1

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#netps--complying-with-your-vat-obligations> (2020 年 12 月 31 日更新)

⁵⁹ <https://www.gov.uk/guidance/check-when-you-can-account-for-import-vat-on-your-vat-return> (2021 年 2 月 11 日更新)

⁶⁰ 定義は脚注 49 参照。

i. 税関手続きで延期申告（DD）を使用しない事業者

延期申告（DD：Delayed Declarations）を使用しない場合は、非管理規制品目または管理規制品目を輸入する際に VAT 繰り延べ会計を使用できる（ただし強制ではない）。VAT 登録をしていない（VAT 登録の義務がない）事業者は、延期申告を使用しない場合、個別の通関手続きを通して輸入 VAT の報告・納付を行う。関税の場合と同様に、輸入を行う事業者もしくは通関業者は、関税繰り延べを使用して所定の日付まで輸入 VAT の納付を延期し、納付を平均 30 日間遅らせることもできる。ただし、延期申告を使用していない場合に関税の納付を延期しようとする場合は、物品を輸入する前に関税繰り延べ口座（DDA）の開設が必要になる。

なお簡易税関申告（SCD：Simplified Customs Declaration）を使って管理規制品目以外の物品を輸入する英国の VAT 登録事業者は、VAT 還付時に VAT 繰り延べ会計を使って輸入 VAT を計上しなければならない。

ii. 税関手続きで延期申告（DD）を使用する事業者

簡易申告手続き（SDP）を行った際に事後に行う、通関手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告（SD）を（最大 6 カ月）遅らせる英国の VAT 登録事業者は、VAT 繰り延べ会計を使用しなければならない。当該物品を輸入した日付を含む時期の定期的な（通常は四半期ごと）VAT 還付で輸入 VAT を会計処理する必要がある。これには、保持している商業記録の当該物品の記録から輸入 VAT 額を推定する。延期申告を提出する際は、この推定額を調整して、後の VAT 還付時に輸入 VAT を正確に考慮する。補足申告を延期する VAT 登録を行っていない事業者は、関税の場合と同じプロセスに従い、関税繰り延べ口座を通じ支払うべき輸入 VAT を支払う。

③ 少額貨物の輸入 VAT⁶¹

輸入 VAT の扱いは、貨物の価額が 135 ポンド以下と 135 ポンド超で異なる。物品税課税対象品目と贈与品（ギフト）を除いて 135 ポンド以下の貨物の輸入品については、通関時に輸入 VAT の納付は不要である。英国内で販売されたかのように通常の VAT とみなして課税し、VAT 還付手続き時に会計処理する。また、15 ポンド以下の少額貨物に対する VAT 免除（Low value Consignment Relief）は廃止された。

なお、企業が英国に輸入された商品を 135 ポンド以下かつオンラインマーケットプレイス（OMP）⁶²を通じて販売する場合、当該 OMP は英国で VAT 登録を行い、VAT 還付時に VAT を

⁶¹ Changes to VAT treatment of overseas goods sold to customers from 1 January 2021
<https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-vat-treatment-of-overseas-goods-sold-to-customers-from-1-january-2021/changes-to-vat-treatment-of-overseas-goods-sold-to-customers-from-1-january-2021>（2020 年 12 月 3 日更新）

⁶² HMRC はオンラインマーケットプレイス（OMP）を、ウェブサイトやモバイル上で提供されるマーケットプレイス、プラットフォーム、ポータルなどと定義している。

計上する必要がある。英国に輸入される商品を、OMP を介さずに販売する企業は、英国で VAT 登録をし、VAT 還付時に VAT を計上する。購入時に VAT が課されていない、135 ポンド以下の貨物を輸入する英国の VAT 登録企業は、リバースチャージ方式で VAT 還付時に VAT を計上する。

(3) 物品税⁶³

2021 年 1 月 1 日以降、物品税が課税される物品（アルコール類、たばこ、燃料）の EU からグレートブリテンへの輸入は、EU 域外国からの輸入の扱いと同じになった。EU 加盟国から輸入する際に税関申告を行い、グレートブリテンの到着港で通関手続きを行う。これには、事前に完全な申告を行うことなく物品をグレートブリテンに持ち込める税関貨物簡易手続き（CFSP : Customs Freight Simplified Procedure）を利用できる物品もある。簡易輸入申告は管理規制品目の手続きに沿い、前述の関税繰り延べ口座（DDA）を必要とする。

物品税が課税される物品の EU からグレートブリテンへの輸入では 2021 年 1 月から、EU の簡易付随行政文書（SAAD : Simplified Accompanying Administrative Document）と遠距離販売取り決め（Distance Selling Arrangement）の手続きも利用できなくなったため、税関申告を行う必要がある。

⁶³ <https://www.gov.uk/guidance/importing-excise-goods-to-the-uk-from-the-eu>

5. 参考情報

<英国政府>

- Online Trade Tariff : look up commodity codes, duty and VAT rates : 品目名・品目コードによる関税・VAT の検索
<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections>
- Look up tariffs, taxes and rules to trade with the UK : 輸出国ごとの品目名・品目コードによる関税、VAT、割当、規制の検索、および当該国との間に適用されている協定など輸入に関する一般的情報と関連リンク
<https://www.gov.uk/get-rules-tariffs-trade-with-uk>
- The Tariff of the United Kingdom : UKGT の現行の品目分類表および標準税率表 (随時更新)
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-document-for-the-customs-tariff-establishment-eu-exit-regulations-2020>
- Tariff Stop Press Notices : 品目コードの変更、セーフガード措置の開始、関税割当、貿易協定等タリフに影響する最新情報
<https://www.gov.uk/government/collections/tariff-stop-press-notice>
- Statutory guidance : Reference Documents for The Customs (Tariff Quotas) (EU Exit) Regulations 2020 : 現行の関税割当のリスト (随時更新)
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-documents-for-the-customs-tariff-quotas-eu-exit-regulations-2020>
- 英国の EU 加盟国以外の国との貿易協定締結状況および各協定の詳細
<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>
- Guides to importing and exporting goods between Great Britain and the EU : ガイダンス : 移行期間終了後のグレートブリテン・EU 間の製品輸出入手続きのフローチャート (2021 年 2 月 9 日発表)
<https://www.gov.uk/government/publications/guides-to-importing-and-exporting-goods-between-great-britain-and-the-eu>

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 英国の輸入における税務（関税・VAT）」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載